

面整備における無電柱化の推進について

令和7年10月
国土交通省 都市局

1.面整備における無電柱化推進の取組状況

- 面整備事業における無電柱化を進めるため、地方公共団体や民間事業者等の実務担当者向けに、関係者間の円滑な合意形成及びコスト縮減等について参考となるガイドラインを作成
- 今後も、関係者間の円滑な合意形成・無電柱化のコスト縮減方策などについて**参考となる事例等を追加するなど、ガイドラインの更なる改訂を実施する**とともに、面整備事業等の実務担当者への**共有や横展開**を図っていく

	市街地開発事業における 無電柱化推進のためのガイドライン	開発事業における 無電柱化推進のためのガイドライン
対象事業	土地区画整理事業、市街地再開発事業 等	開発事業 (都市計画法に基づく開発許可を受けた開発行為)
対象者	地方公共団体職員 等	地方公共団体職員、開発事業者、電線管理者
作成・改訂 経緯	令和4年5月作成 令和5年6月改訂(事例集の追加) 令和6年9月改訂(コスト縮減方策に関する記載の充実) 令和7年7月改訂(コスト縮減・合意形成に関する記載の充実)	令和5年5月作成 令和6年9月改訂(無電柱化実施事業の事例拡充) 令和7年6月改訂(コスト縮減方策、無電柱化実施時のポイント、 施工事例、自治体における制度面の取組事例等の拡充)
ガイドライン のポイント	・関係者間の円滑な合意形成 ・無電柱化のコスト縮減方策 等をとりとまとめ、無電柱化に関する取り組みを支援	
掲載内容	・無電柱化の基礎情報・法令や関係通知・支援制度 ・無電柱化の実績と課題、留意点 ・無電柱化費用のケーススタディ ・関係者間の合意形成における留意点 ・事例地区の紹介	
今後の改訂 の方向性	・関係者間の円滑な合意形成、無電柱化のコスト縮減方策など、参考となる事例・情報の共有・横展開を図る ・効率的な事業手法に関する記載の充実を図る	

- 市街地開発事業での無電柱化を進めるため、地方公共団体の市街地開発事業の担当者向けに、関係者間の円滑な合意形成及びコスト縮減の実現に資するガイドラインを作成し、令和4年5月に公表し、令和5年6月、令和6年9月に改訂を実施。
- 地方公共団体や施行者（組合等）への調査・ヒアリングの結果等を踏まえ、効率的な施工法に関する取り組み（他インフラとの同時施工、包括発注による工事期間・事業費縮減）、関係者間の合意形成における留意点についての記載を充実化し、令和7年7月に改訂。

ガイドラインの構成

- 無電柱化に係る基礎情報
 - ・無電柱化の構造、事業手法
 - ・新設電柱の抑制にかかる法令及び関係通知 等
- 市街地開発事業等における無電柱化
 - ・市街地開発事業等における無電柱化の実績、課題
- 無電柱化費用のケーススタディ
- コスト縮減に向けた取り組み
- 関係者間の合意形成における留意点
- 無電柱化を実施した事例地区の紹介

記載を充実

取り組みの概要

- コスト縮減に向けた取り組み
無電柱化のコスト縮減、工期短縮に繋がるよう
 - ・他インフラ（ガス・上下水道）との同時施工
 - ・包括発注による工事期間・事業費縮減について効果、適用条件、留意点を記載
- 関係者間の合意形成における留意点
無電柱化の経験がない担当者でも円滑に無電柱化が進められるよう
組合施行の土地区画整理事業における
 - ・施行者（組合）、地方公共団体、関係事業者の役割
 - ・各事業段階での調整事項について詳細に記載

※ガイドラインは国土交通省都市局市街地整備課HPIに掲載（https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000085.html）

「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」改訂について

- 開発事業での無電柱化を推進するため、地方公共団体、開発事業者、電線管理者が実務を進める上で手助けとなるよう、実務上の課題やその解決策、コスト削減の実現に資するガイドラインを作成し、令和5年5月に公表。無電柱化事例集の拡充等を行い、令和6年9月に改訂。
- 地方公共団体や開発事業者への調査・ヒアリングの結果等を踏まえ、無電柱化実施時のポイント・留意点や、無電柱化事例集、地方公共団体における制度面での取組の記載等を充実化するとともに、低コスト手法の記述の拡充等を図り、令和7年6月に改訂。

ガイドラインの構成

※赤下線は主な改訂箇所

【基本編】

- 無電柱化に関する基本的な情報
 - ・無電柱化に係る制度・支援
 - ・無電柱化の整備手法・事業手法

【実践編】

- 低コスト手法の整理、ケーススタディ
- 開発事業における無電柱化の実施フロー・留意点

【事例編】

- 無電柱化の先進事例
 - ・無電柱化の規制・施策事例
 - ・無電柱化の施工事例

【参考資料】

- 無電柱化のQ&A

改訂の概要

○低コスト手法の整理の充実化

「無電柱化のコスト削減の手引き」（令和6年3月国土交通省道路局環境安全・防災課）等の内容を反映し、低コスト手法に係る記述を拡充

○無電柱化実施時のポイント等の充実化

無電柱化を実施した開発事業者へのヒアリング等を踏まえ、無電柱化を円滑に実施するために役立つ情報を充実化

○地方公共団体における制度面での取組の事例拡充

条例・基準の策定等により、無電柱化を推進している事例の掲載を拡充

○無電柱化の施工事例集の拡充

令和5年度に開発許可された事業における無電柱化実施事例を掲載

- 開発事業における無電柱化を促進するためには、開発事業者に対し、無電柱化の普及啓発を図ることが重要。
- ガイドラインの作成、オンラインセミナーの実施等に加え、より多くの開発事業者に対しきめ細かくアプローチできるよう、開発許可の事前相談などの際に、自治体職員から開発事業者に対し、無電柱化について説明し実施を促すためのパンフレットを、令和7年3月に作成し、公表・配布。

■パンフレット

無電柱化に関する支援制度

1 無電柱化まちづくり促進事業
電線共同溝方式によらず実施される無電柱化について、地方公共団体が助産等するものを対象とし、国が財政支援を行うものとする。
この他、国土交通省では、無電柱化に関する各種支援制度を整えるため、開発事業者の皆様におかれましては、支援制度の活用にあたっては、無電柱化を行う地方公共団体や各地方整備局等へお問い合わせください。

2 託送供給等約款の変更
本約款の適用にあたっては、予め各一般送配電事業者への供給申込・申請手続（工事着手の2年前に一般送配電事業者へ通知）が必要となりますので、開発事業者の皆様におかれましては、無電柱化の実施を検討する段階で、早めにご各一般送配電事業者へのご相談をお願いいたします。

無電柱化に関する関係法令・手続きなど

関係法令・通達等
● 無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC1000000112>
● 道路法施行規則
<https://www.mlit.go.jp/law/327M50004000025>
● 道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて「開発事業における無電柱化促進のためのガイドライン」[Ver1.0]関係法令等資料（資料3-1）に掲載
<https://www.mlit.go.jp/road/traffic/chihiyuka/pdf/tobiki-dcc93.pdf>
● 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について（決定）（技術的助産）
<https://www.mlit.go.jp/road/traffic/chihiyuka/content/001342000.pdf>
● 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について（決定）「開発事業における無電柱化促進のためのガイドライン」[Ver1.0]関係法令等資料（資料7-1）に掲載
<https://www.mlit.go.jp/road/traffic/chihiyuka/content/00161895.pdf>

無電柱化に関する手続き等
● 開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン [Ver1.1]（令和6年9月）
<https://www.mlit.go.jp/road/traffic/chihiyuka/pdf/tobiki-dcc93.pdf>
● 無電柱化のコスト削減の手引き（令和6年3月）
<https://www.mlit.go.jp/road/traffic/chihiyuka/pdf/tobiki-dcc93.pdf>
● 都市計画法第29条に基づく開発行為における無電柱化促進のためのガイドライン [Ver1.2]（令和6年9月）
<https://www.mlit.go.jp/road/traffic/chihiyuka/content/001763404.pdf>

無電柱化に関する関係法令・手続きなど

関係法令・通達等
● 無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC1000000112>
● 道路法施行規則
<https://www.mlit.go.jp/law/327M50004000025>
● 道路法施行規則第4条の4の2の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて「開発事業における無電柱化促進のためのガイドライン」[Ver1.0]関係法令等資料（資料3-1）に掲載
<https://www.mlit.go.jp/road/traffic/chihiyuka/pdf/tobiki-dcc93.pdf>
● 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について（決定）（技術的助産）
<https://www.mlit.go.jp/road/traffic/chihiyuka/content/001342000.pdf>
● 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について（決定）「開発事業における無電柱化促進のためのガイドライン」[Ver1.0]関係法令等資料（資料7-1）に掲載
<https://www.mlit.go.jp/road/traffic/chihiyuka/content/00161895.pdf>

無電柱化に関する手続き等
● 開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン [Ver1.1]（令和6年9月）
<https://www.mlit.go.jp/road/traffic/chihiyuka/pdf/tobiki-dcc93.pdf>
● 無電柱化のコスト削減の手引き（令和6年3月）
<https://www.mlit.go.jp/road/traffic/chihiyuka/pdf/tobiki-dcc93.pdf>
● 都市計画法第29条に基づく開発行為における無電柱化促進のためのガイドライン [Ver1.2]（令和6年9月）
<https://www.mlit.go.jp/road/traffic/chihiyuka/content/001763404.pdf>

都市計画法第29条に基づく開発行為における無電柱化について

国土交通省 都市局 都市計画課

都市計画法第29条に基づく開発行為における無電柱化

無電柱化の推進に関する法律により、都市計画法第29条に基づく開発行為において、原則として無電柱化が求められています。

都市計画法第29条に基づく開発行為（以下「開発行為」という。）においては、無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号、以下「無電柱化法」という。）第12条第1項に基づき、開発事業者は、事業の状況を踏まえて、電線を地下に埋設すること等により、電柱又は電線を道路に設置しないようにすること（無電柱化）が求められています。

無電柱化によるまちづくりへの効果

「災害に強い」まちづくりの実現
「安全で歩きやすい」交通空間の確保
「良好な景観」の形成
「魅力的なまち・住みたくなるまち」の実現
「まちの差別化・高付加価値化」の実現

無電柱化の整備手法・コスト削減方策

無電柱化の整備手法
● 電線の埋設方法
● 電線の埋設方法
● 電線の埋設方法

無電柱化のコスト削減方策
● 電線の埋設方法
● 電線の埋設方法
● 電線の埋設方法

開発事業における無電柱化の実施フロー

開発事業における無電柱化の実施フロー

開発事業者の市場調査
開発事業の市場調査
開発事業の市場調査

開発事業者の市場調査
開発事業の市場調査
開発事業の市場調査

開発事業における無電柱化の実施フロー

開発事業者の市場調査
開発事業の市場調査
開発事業の市場調査

開発事業者の市場調査
開発事業の市場調査
開発事業の市場調査

開発事業者の市場調査
開発事業の市場調査
開発事業の市場調査

- 土地区画整理事業、都市計画法の開発許可に基づく開発行為にて行われる宅地整備等での無電柱化を推進するため、「無電柱化まちづくり促進事業」を令和4年度に創設し、**活用箇所が拡大**。
- 更なる活用を図るため、**都市局及び地方整備局等による説明会や研修、事務連絡等において、無電柱化まちづくり促進事業の周知を自治体、民間事業者に対して複数回実施**。
- 今後も普及を図り、無電柱化の更なる促進に取り組む。

■活用状況

	実施箇所数	実施箇所	備考
令和4年度	5地区	東京都内	制度創設初年度
令和5年度	11地区	東京都内、茨城県、千葉県	
令和6年度	21地区	東京都内、茨城県、千葉県、福岡県	
令和7年度	24地区	東京都内、茨城県、福岡県、 神奈川県、長野県	予定を含む

➡ **引き続き、普及を図り、事業の活用を促進**

■活用事例



無電柱化まちづくり促進事業を活用した無電柱化の実施事例(東京都世田谷区)



無電柱化まちづくり促進事業を活用した無電柱化の実施事例(千葉県芝山町)

(参考)無電柱化まちづくり促進事業(R4年度創設)

- 市街地開発事業等における無電柱を進めるため、「無電柱化まちづくり促進事業」を令和4年度に創設
- 施行者の負担の軽減により、市街地開発事業等の無電柱化を進めていく

■無電柱化まちづくり促進事業の概要

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、電線共同溝方式によらずに実施される無電柱化に対する支援を行い、地方公共団体と連携を図りつつ、小規模事業も含めた無電柱化の取組を促進する。

【交付要件】

- ①地方公共団体が策定する「無電柱化まちづくり促進計画」に基づく事業
- ②市街地開発事業等において電線共同溝方式によらずに行われる事業
- ③電線管理者が事業費の一部（地上機器・電線等）を負担する事業

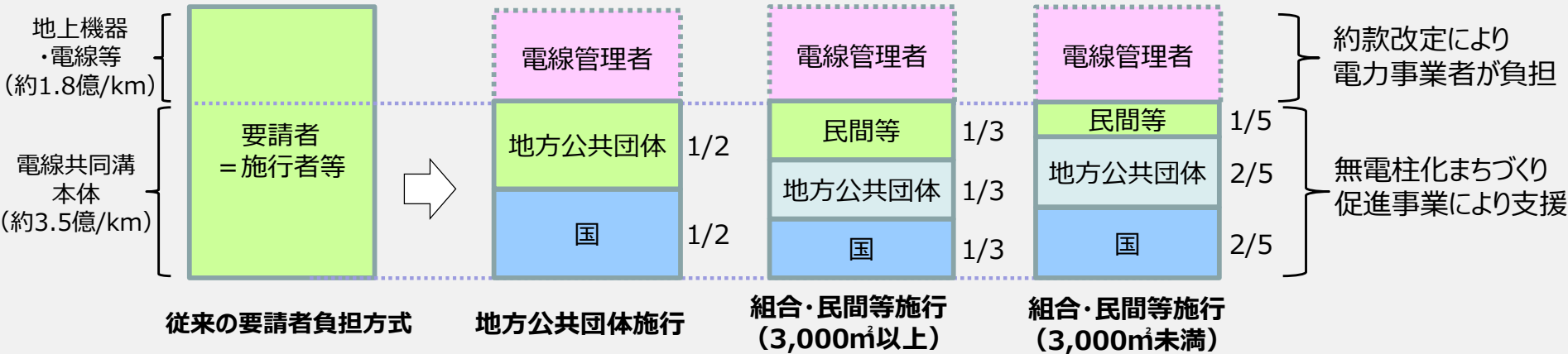
【交付対象事業費】 無電柱化に係る設計費及び施設整備費（地上機器・電線等の工事費を除く）

【交付対象】 地方公共団体（事業者が組合・民間事業者等の場合は間接交付）

【国費率】 1 / 2



新たな制度等の活用による施行者等の負担軽減（イメージ）



2.モデル事業より抽出された課題への対応について

目的

低コスト手法やスピードアップ手法等を活用した無電柱化事例を創出するとともに、実施に至らなかった事例も含め、無電柱化を推進する上での課題を抽出し、その対応策を検討・横展開することで、全国的な無電柱化の普及促進を図る。

対象事業

- 開発事業（都市計画法第29条の許可を受けて行う開発行為）
- 土地区画整理事業

モデル事業の進め方

- 全国の無電柱化事業のうち、実施に至らなかった事業も含め、低コスト手法やスピードアップ手法等を検討・活用した「無電柱化モデル事業」を抽出。開発事業者等からの相談も随時受け付けながら、開発事業者等、電線管理者及び自治体の協議・調整等における課題を把握。
- モデル事業の推進にあたっての課題等について有識者や関係事業者等と議論し、課題の解決に向けた検討を国土交通省・資源エネルギー庁・自治体等で連携して進め、開発事業者等へ随時共有。
- モデル事業のうち、低コスト化等が実施された事例については、「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」及び「市街地開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」において、優良事例として取り上げ、横展開を図る。

スケジュール

- 今年度より面整備WGにおいて議論を開始（今年度は検討・実施上の課題抽出に主眼をおき事業を抽出）
- 現在3事業を対象に実施。今後、順次対象事業を拡大予定。

《コスト削減》

モデル事業①

低コスト手法を活用した事例（地中化設備：自治会管理）

モデル事業②

低コスト手法の活用を一部断念した事例（地中化設備：道路管理者管理）

《移管・維持管理》

モデル事業③

地中化設備を道路管理者へ移管できず、無電柱化を断念した事例

※モデル事業①～③の資料提供等：NTTインフラネット株式会社より

コスト削減等のポイント

①地上機器の設置回避による宅地面積確保

- ・ 供給戸数（12区画）を踏まえ、開発区域外の既設電柱に柱上変圧器（1機あたりの供給可能戸数は5～6戸）を設置※し、地上機器の設置を回避するとともに宅地面積確保に寄与。

※柱上変圧器の活用可否は、周辺の既設設備の状況、道路環境等の諸条件による。

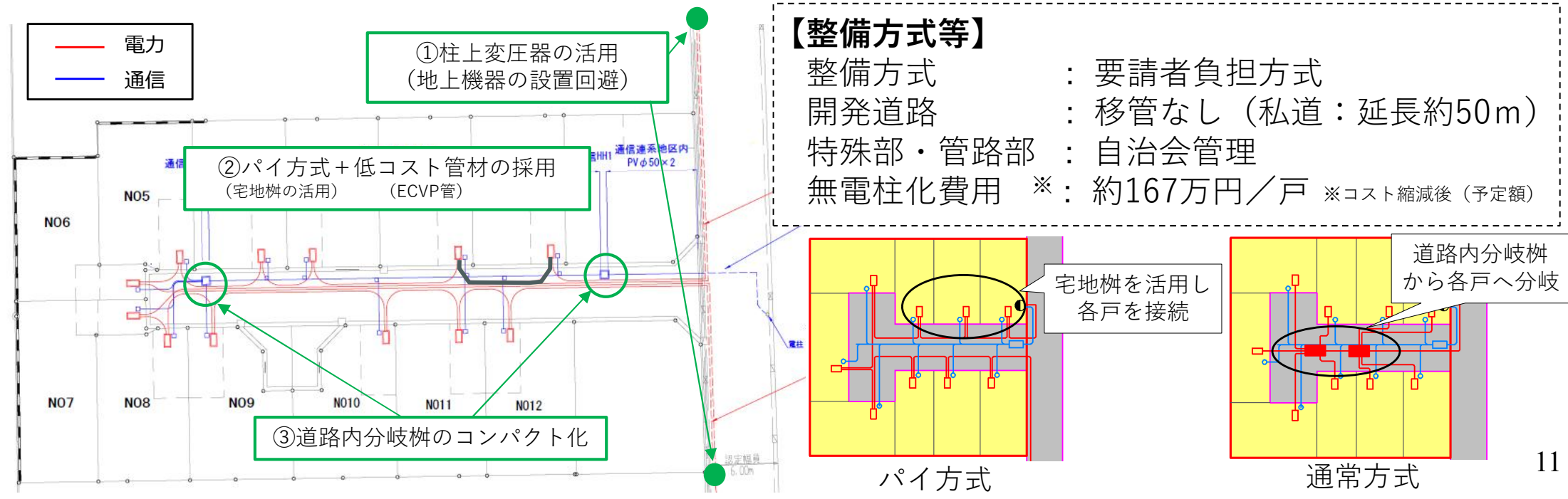
②配管方式（パイ方式の採用）や低コスト管材による工事コスト縮減

- ・ 道路延長が短く直線であること等を踏まえ、道路内分岐桝を設置せずに宅地桝を活用する「パイ方式」を採用し、管路には低コスト管材「ECVP管」を採用。

③通信分岐桝のコンパクト化による工事コスト縮減

- ・ 道路内分岐桝をコンパクト化（材料費の縮減）し、小型クレーンでの施工や掘削土量を削減。

➡ ①～③により、約40万円／戸（想定）のコスト削減



コスト削減等のポイント・課題

①柱上変圧器の活用断念に伴う宅地面積の減少（道路線形による技術的問題）

- ・ 供給戸数（15区画）から柱上変圧器を活用した場合、3ルートによる供給が必要となるが、道路の屈曲状況（クランク2箇所）等から技術的に困難であるため、地上機器設置のための土地（道路区域）が必要となった。

②配管方式（パイ方式の採用）や低コスト管材による工事コスト縮減

- ・ 道路延長が短いことから「パイ方式」を採用し、管路には低コスト管（ECVP管）を採用。
- ・ ただし、配管長や屈曲等から、電力会社との協議により、道路内分岐枡2基の設置が必要となった。

③道路内分岐枡のコンパクト化断念

- ・ 道路管理者への移管条件として、電線共同溝整備マニュアルに準じた地中化設備が必要。

➡ 供給戸数が限られているため、枡のコンパクト化の検討の余地があったが断念。



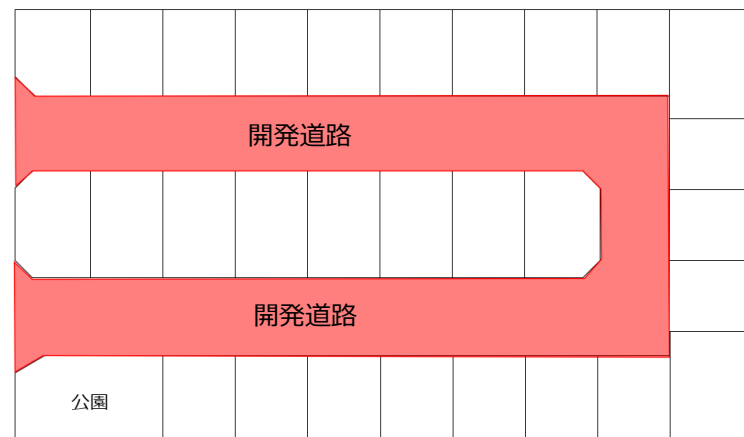
概要（当初計画）

所在地：東京都内
面積：3,000m²以上
区画数：29区画
事業期間：令和5年8月～令和6年1月
(無電柱化設計～無電柱化計画中止)

【整備方式等】

整備方式：要請者負担方式
開発道路：自治体へ移管

土地利用計画イメージ



経緯

【事業者の計画（当初）】

- ・「開発事業における無電柱化推進のためのガイドライン」（国土交通省都市局都市計画課）に基づき、自治体と協議を実施。
- ・要請者負担方式により、電線共同溝方式に準じた設備を開発事業者にて整備し、開発道路と合わせて特殊部・管路部を自治体に移管できないか協議。

【道路管理者の回答】

- ・行政として開発道路と合わせて特殊部・管路部を引き受けた事例がなく、維持管理を行う体制も全くできていないため、直ちに移管を受けることができない。

➡ 自治体との移管協議に時間を要し、事業スケジュールに間に合わなくなったため、断念した。

○低コスト化について（モデル事業②）

課題 1：特殊部・管路部の道路管理者への移管にあたり、電線共同溝整備マニュアルに準じた構造であることを求められることがある

⇒ 現行のマニュアルにおいても、低コスト手法の検討を行うこと等の記載はあるが、具体の設計は、主に電線共同溝方式が対象。

➡ 道路管理者に特殊部・管路部を移管する場合に、可能な限りコスト削減できるよう、宅地開発で整備される道路の性質も踏まえた、宅地開発用の設備設計マニュアル等を策定。

○移管・維持管理について（モデル事業③）

課題 2：開発道路における特殊部・管路部の維持管理についての自治体内の取り扱い

⇒ 特殊部・管路部を引き受けた事例がなく、維持管理をどの部署がどのように行うのか、自治体内部の維持管理体制ができていない。

➡ 道路管理者が特殊部・管路部の移管に応じやすいよう、維持管理の方法の整理等も含め、周知・働きかけ等を実施。

3.地方自治体における無電柱化への取組事例

《条例により無電柱を義務化している事例》

- 茨城県つくば市
- 神奈川県鎌倉市
- 東京都（未制定、パブリックコメント中）

《景観法に基づく制度を活用している事例》

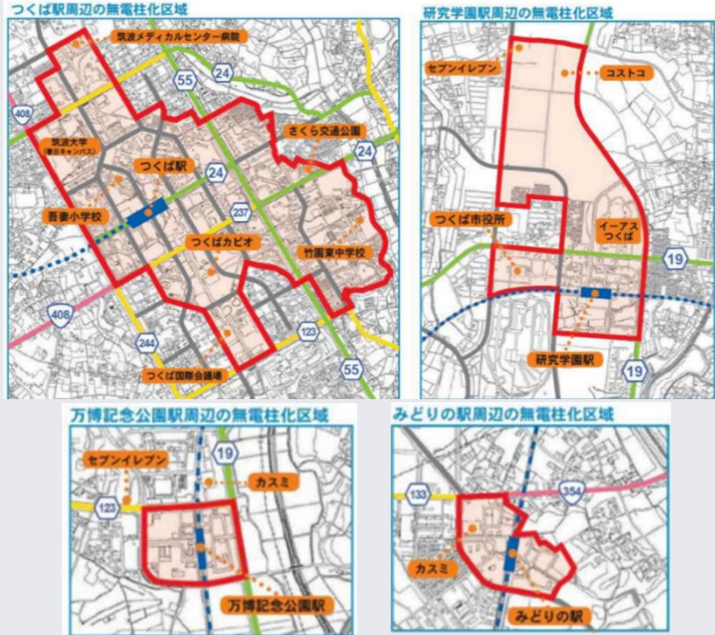
- 景観計画：島根県松江市
- 景観地区：北海道倶知安町

《インセンティブを設けている事例》

- 公共貢献として評価し容積率を緩和：東京都、兵庫県神戸市、宮城県仙台市
- 無電柱化により道路幅員基準を緩和：兵庫県芦屋市



こうした各自治体による取組事例を横展開し、全国的な取組を促進

	つくば市無電柱化条例	鎌倉市無電柱化条例
目的	都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の整備を図ることを目的に、 <u>既に無電柱化されている区域の無電柱化を維持</u> するとともに、市内全域で無電柱化を促進。	都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景観の保全に資することを目的に、 <u>既に無電柱化が実施された路線や今後無電柱化が予定されている区域において、二次開発等による電柱の建柱抑制を図る。</u>
概要	○条例で定める無電柱化区域において、<u>電線類の敷設を要請する者に対し、無電柱化を義務化（無電柱化費用は要請者負担）。</u> ○無電柱化区域外においても、無電柱化を努力義務化。  無電柱化区域	○条例で定める無電柱化路線・区域において、<u>電線類の敷設を要請する者に対し、無電柱化を義務化（無電柱化費用は要請者負担）。</u>  条例の対象となる路線・区域
施行時期	平成28年 9 月	令和 7 年 4 月

「東京都における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例」 基本的な考え方

【目的】

宅地開発における無電柱化を推進するために必要な措置を講じることにより、**都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出**に寄与。

【趣旨】

規制区域において宅地開発をしようとする者（開発事業者）は、技術的に困難であるなどの場合を除き、**電柱又は電線を開発区域内に新たに設置しないものとする。**

【規制の内容】

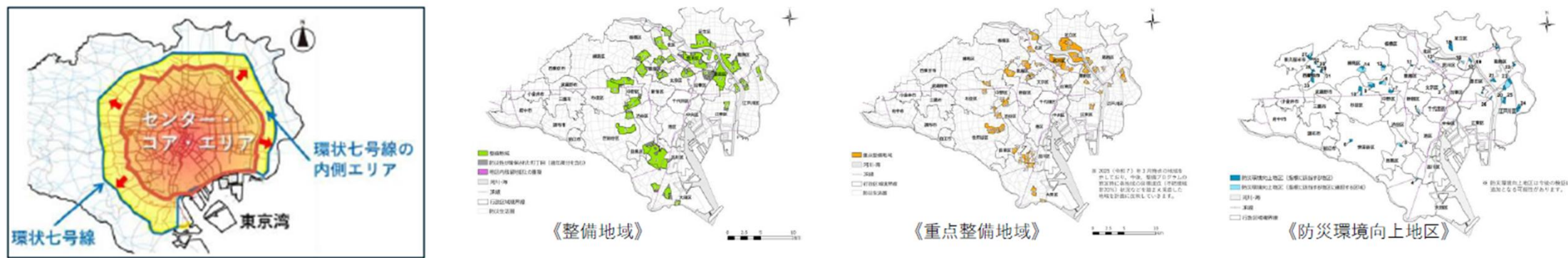
規制区域において宅地開発（住宅用途かつ新たな道路の整備を伴うものに限る）をしようとする者に対し、**開発許可申請時に、開発区域における無電柱化の実施計画書の届出を義務付け。**

⇒ ・ 計画書の全件公表
・ 無電柱化を実施しない旨の届出者及び届出義務違反には、指導、勧告、公表を実施

【規制区域の考え方】

「東京都無電柱化計画」に定めるエリア及び「防災都市づくり推進計画基本方針」に定めるエリア

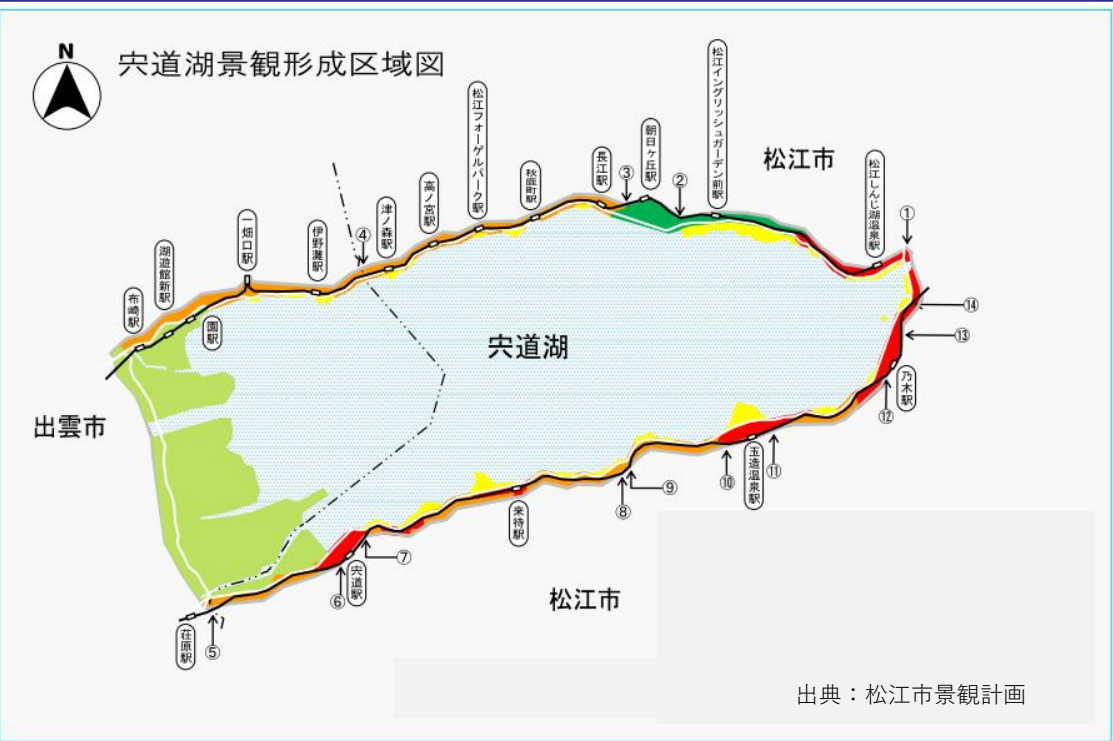
《現行計画で定めるエリア》



※両計画ともに改定検討中であり、改訂内容と整合を図る形で規制区域を定める予定

概要

- 景観計画において、宍道湖景観形成区域内の一部のゾーンにおける景観形成基準として、
 - ・原則として電線類の地中化を図ること
 - ・やむを得ない場合には、電柱はできる限り整理統合を図り、極力目立たない位置となるよう配慮することを規定。
 - その他のゾーンについては上記について努力規定が置かれている。
- ※景観計画：地方自治体が定めることのできる良好な景観の形成に関する計画（全国675自治体が策定（令和7年3月末時点））。景観計画区域内において建築物・工作物の築造等を行う場合、予め届出が必要。届出内容が自治体が定める景観形成基準（工作物の形態意匠の制限の一環として無電柱化推進を規定可能）に適合していない場合、設計変更等の勧告が可能。



- 宍道湖湖面ゾーン（河川区域）
 - 水際景観ゾーン（道路より宍道湖側の地域）※ 1
 - 築地松散居集落ゾーン（簸川平野に見られる散居集落地域）※ 2
 - 湖畔田園ゾーン（道路より内陸側の田園地域）※ 2
 - 湖畔集落ゾーン（道路より内陸側の集落地域）※ 2
 - 湖畔都市ゾーン（道路より内陸側の市街化区域、用途地域）※ 1
- ※ 1 原則として電線類の地中化を求めるゾーン
※ 2 できる限り電線類の地中化に努めるゾーン

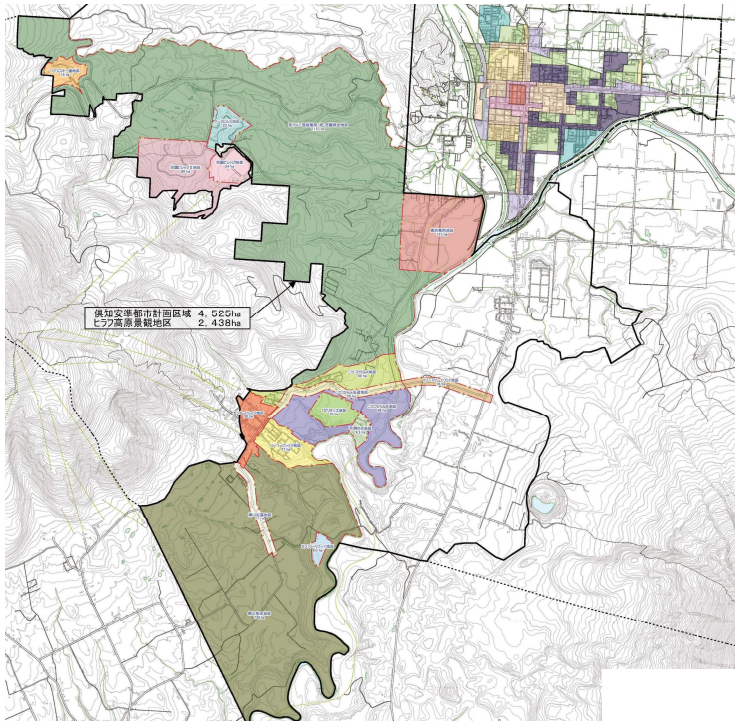


概要

- 景観地区内において3,000 m²以上の開発行為等を行う場合は、無電柱とする。
- 無電柱化に伴う地上機器等の電気設備は、主要幹線道路から目立たない場所に配置、又は建築物内に収める等の対応とする。
- 3,000 m²以上の開発行為等を行う場合は、予め町長の許可が必要であり、違反した場合は、許可の取り消し、工事停止命令等が可能。

※景観地区：市街地の良好な景観の形成を図るため、市町村が都市計画に定めることができる地区。工作物について条例で設置の制限を定め、予め計画を認定に係らしめることや、一定の開発行為等について条例で一定の規制を設け、予め許可に係らしめることで、無電柱の推進が可能。

【ヒラフ高原景観地区】



区域区分

- 準都市計画区域
- A: センタービレッジ地区
- B I : 花園ビレッジⅠ地区
- B II : 花園ビレッジⅡ地区
- C: ワイススキー場地区
- D: ローワービレッジ地区
- E: ニセコひらふ沿道地区
- F: 樺山沿道地区
- G: パビリオンズ地区
- H: ニセコひらふA地区
- I: 羊蹄の里地区
- J: ノースヒルズ地区
- K: カントリーリゾート地区
- L: ニセコひらふB地区
- M: 東岩尾別地区
- N: 樺山保全地区
- O: 双子山・西岩尾別・旭・花園保全地区
- P: リゾートゲートウェイ地区



出典：北海道開発局HP

令和4年3月に景観法運用指針（国土交通省・農林水産省・環境省）を改正し、景観法に基づく制度を活用し、無電柱化を推進することが可能であることを規定。

改正の概要

- 景観法の運用にあたっての基本的考え方として、林立する電柱や空中に張り巡らされた電線は、良好な景観を阻害する大きな要因の一つであるため、無電柱化担当部局との連携により、積極的に無電柱化を図るべきである旨規定。
- 景観計画に定める事項として、景観形成基準について、無電柱化を推進する区域内においては、電線共同溝方式等による地中化を図るほか、現場の状況等により地中化が難しい場合には、軒下配線・裏配線等により配線の工夫を図る旨を定めることで、工作物の形態意匠の制限の一環として無電柱化を推進することも可能である旨規定。
- 景観地区の対象となる地区の例として、「無電柱化の推進等により、地域の特性を活かした良好な景観形成や観光振興を図る区域」を追加するとともに、こうした区域内においては、工作物の形態意匠の制限の一環として無電柱化を推進することも可能である旨規定。

概要

- 東京都では、都市開発諸制度※1を活用する場合、開発区域内の無電柱化を要件とするとともに、区域外の無電柱化を公共貢献として評価。また、都市再生特別地区※2において、開発区域外の無電柱化を都市再生に対する貢献の一つとして評価し、容積率を緩和した事例がある。
- 神戸市では、都市再生特別地区において、開発区域内の無電柱化を都市再生に対する貢献の一つとして評価し、容積率を緩和した事例がある。

※1 特定街区、高度利用地区、再開発等促進区を定める地区計画、総合設計
※2 都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積等の建築物を誘導する必要がある区域として、地方自治体が都市計画に定めることができる地区。

事例

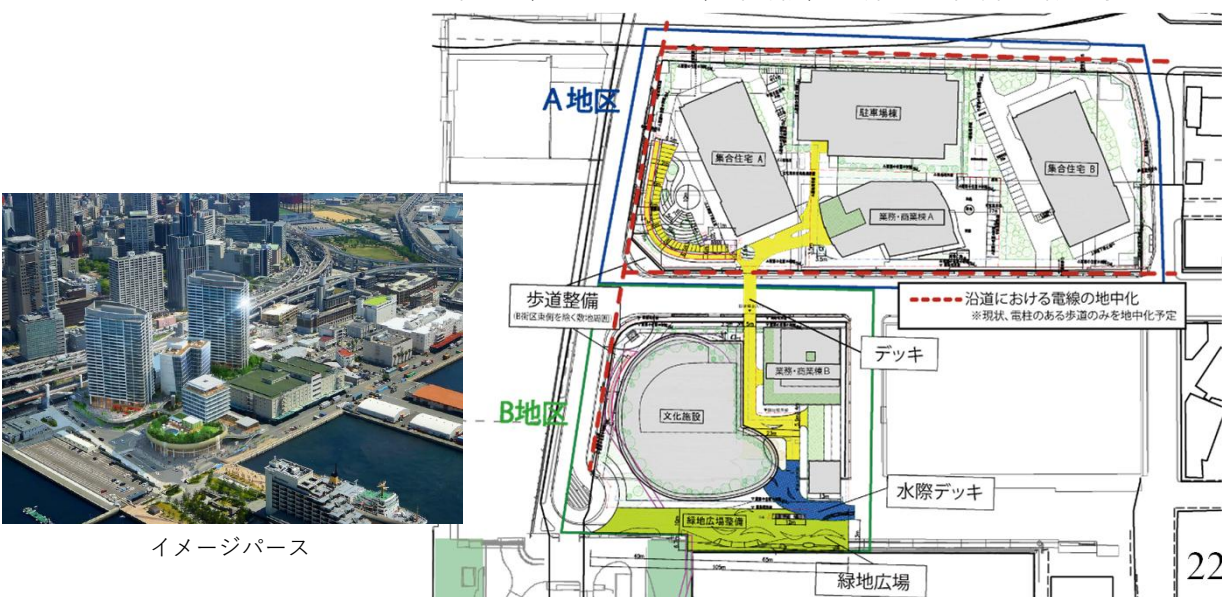
【愛宕地区(東京都)】

活用した制度 : 再開発等促進区を定める地区計画
区域面積 : 約 0.6ha
容積率(緩和後) : F地区497%→1,300% G地区520%→150%
H地区520%→580%
用途 : 住宅、事務所、店舗 等



【新港町西地区(神戸市)】

活用した制度 : 都市再生特別地区
区域面積 : 約 3.3ha
容積率(緩和後) : A街区(北) 500%→500% (南) 200%→500%
B街区 200%→400%
用途 : 住宅、オフィス、店舗、文化・集客施設 等



概要

- 芦屋市住みよいまちづくり条例施行規則に係る技術基準において、以下を規定。
- ・ 予定建築物が戸建て住宅かつ開発区域面積が 1.0ha 以上の場合、原則無電柱化の実施が必要
 - ・ 無電柱化を実施する場合、有効幅員の基準を 6.5m 以上から 6.0m以上に緩和

【芦屋市住みよいまちづくり条例施行規則に係る技術基準】

開発区域面積 予定建築物	0.05ha 以上 0.2ha 未満	0.2ha 以上 1.0ha 未満	1.0ha 以上
戸建て住宅	5.0m	6.0m	6.5m
集合住宅等及び集合住宅等 以外の特定建築物のうち駐 車施設等への車の出入りが 少ないもの	原則として 6.5m（ただし、予定建築物の規模等により第 4 項の表 に掲げる幅員とすることができる。）		
集合住宅等以外の 特定建築物	原則として 6.5m（ただし、周辺の道路の状 況により車両の通行に支障がないと認めら れるときは、6.0m とすることができる。）		9.0m

- 注 1 戸建て住宅の用に供する区画内に設ける道路の幅員は、表に掲げる数値以下とすることができる。ただし、道路管理者、地下埋設事業者等と協議の上、無電柱化する道路に限る。
- 注 2 開発区域面積が 1.0ha 以上の場合で、戸建て住宅の用に供する区画内に設ける道路は、原則無電柱化を実施し、幅員を 6.0m 以上とすることができる。

